

「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令案」に関するパブリックコメントについて

平成20年5月
海事局安全基準課

1. 背景

海洋汚染防止のため、船舶等からの油、廃棄物等を規制する1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書（以下「MARPOL73/78条約」という。）が発効しており、我が国も同条約の締約国である。

MARPOL73/78条約附属書Ⅳ（以下「附属書Ⅳ」という。）は、船舶からのふん尿等の排出に関する規制を内容としており、その附属書Ⅳにおいて規定される設備の一つとしてふん尿等浄化装置がある。我が国においては、そのふん尿等浄化装置の技術基準を「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令（昭和58年運輸省令第38号）」（以下技術基準省令という。）において定めているところである。

国際海事機関（IMO）の第55回海洋環境保護委員会（MEPC）において、MEPC.159(55)「ふん尿等浄化装置における排水基準及び性能試験基準に関する改正ガイドライン」が採択されたところ、平成22年1月1日に本改正ガイドラインが発効し、我が国に対しても効力を有することとなり、当該改正を担保する必要があることから、技術基準省令を改正することとしたい。

2. 概要

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令の一部改正（マルポール条約附属書Ⅳ関連ガイドラインの改正に伴う改正）

(1) 改正概要

ふん尿等浄化装置の技術基準の改正（第38条関係）

- ・ 生物化学的酸素要求量、浮遊物質濃度及び大腸菌群数の排水基準の強化。
- ・ 化学的酸素要求量、残留塩素及び水素イオン濃度の排水基準の追加。
- ・ 取扱及び保守に関する説明書の備え置きを追加。

(2) 経過措置

平成22年1月1日より前に船舶に設置されるふん尿等浄化装置の技術

基準は、なお従前の例によることができる。

3. スケジュール（予定）

公布：平成20年7月

施行：平成20年10月1日